5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の二から第二十二条まで　削除

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二　原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第十七条　原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける特定廃棄物管理施設）

第十八条　令第三十五条第二号の原子力規制委員会規則で定める廃棄物管理設備の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄施設

二　非常用電源設備

（施設定期検査の申請）

第十九条　法第五十一条の十第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第二十条　法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、一年とする。

第二十条の二　削除

（施設定期検査実施要領書）

第二十条の三　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

第二十二条　削除